

身近なテーマから考える

男女共同参画 出前講座

事業所や学校、町内会、市民団体などが主催する
勉強会や研修会などに講師を派遣します

講師の謝金・交通費は市負担
・上記は市の規定による
・その他の経費(会場使用料等)は
申込者負担

こんなこと、感じたことはありませんか？

- もっと働きやすい職場にするには、何ができるんだろう？
- 仕事と子育て・介護を無理なく続けるヒントがほしい
- 子どもたちを守るために、自分にできることを知りたい
- 身近な“役割分担”に、なんとなくモヤモヤする



そんなときは、出前講座をご活用ください

選べるプログラム ※詳細は裏面をご覧ください

ワーク・ライフ・バランス /女性活躍	ハラスメント防止
子育て、介護支援	デートDV防止
子どもへの暴力防止	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)
地域の男女共同参画	男女共同参画と人権

申込者の意向、参加者などを考慮して調整します。お気軽にご相談ください。

対象：上越市内の 事業所、学校、町内会、市民団体など（参加予定者10人以上）
予算の範囲内で実施。申込は同一の年度につき、1団体1回。

時間：午前9時～午後8時の間で、45分～2時間以内 / 日時は申込者の希望に応じて調整

会場：上越市内で、申込者が指定する場所（会場は申込者が手配してください。）

申込方法

申込用紙のダウンロードはこちら ▶

申込用紙(出前講座依頼書)を以下のいずれかの方法で提出してください。

- ▶ 電子メール ▶ FAX ▶ 郵送 ▶ 持参



(市ホームページ)

<申込先・お問い合わせ> ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター) 平日8:30~17:15
〒943-0821 上越市土橋2554 上越市市民プラザ2階 電話:025-527-3624(直通)
FAX:025-522-8240 e-mail:d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

男女共同参画出前講座プログラム

市の年度ごとの予算の範囲内で実施します。
お早めにお申し込みください。

No.	主な対象	プログラム名/内容	上越市第4次 男女共同参画基本計画 における重点目標
1	事業所 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ワーク・ライフ・バランス、女性活躍 仕事と生活の調和を図るために、企業や個人ができること、女性が活躍するために必要なことなどについて考えます。	(1-2-1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現 (1-3-1) 女性の能力発揮への支援
2	事業所 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ハラスメント防止 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止について考え、誰もが働きやすい労働環境づくりについて考えます。	(1-2-1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
3	事業所 町内会 市民団体	子育て、介護支援 少子高齢化、核家族化が進む中、仕事と子育て・介護との両立など、男女共同参画の視点で企業や地域、個人ができることを考えます。	(1-2-2) 子育て、介護への支援の充実
4	学校 ①教職員、保護者 ②児童・生徒	デートDV防止 若いカップルの間で問題となっているデートDVとは何かを知り、お互いに尊重し合う大切さについて学びます。	(1-1-4) 子どもへの意識啓発の推進 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
5	学校 ①教職員、保護者 ②児童・生徒	子どもへの暴力防止 子どもたちを社会のあらゆる暴力から守るために、子どもたち自身ができること、周囲の大人ができることを学びます。	(1-1-4) 子どもへの意識啓発の推進 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
6	学校 事業所 市民団体	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利) 性と生殖に関する健康と権利(生涯にわたり自分の身体について主体的に健康の保持増進と自己決定ができる権利)の基礎を学びます。	(1-2-4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援
7	町内会 市民団体	地域の男女共同参画 性別により役割を固定する意識や日常の慣習などについて考え、男女共同参画の視点に立った地域づくりの必要性を学びます。	(1-1-2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
8	事業所 学校 町内会 市民団体	男女共同参画と人権 ・性別や性的指向、性自認にかかわらず、人権を尊重し、それぞれの個性や能力を發揮しながら、平等に役割を担う社会の必要性など、男女共同参画の基礎を学びます。 ・DVやストーカー、性暴力など、暴力は相手の人権を侵害する決して許されない行為です。あらゆる暴力防止のために、できることを考えます。	(1-1-1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発 (1-2-5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

全てのプログラムは、申込者の意向、参加者などを考慮し、内容を組み合わせるなど、アレンジすることが可能です。
また、実施団体の行事に組み入れて開催することもできます。お気軽にご相談ください。

講座実施の流れ

	申込者	市	講師
① 出前講座依頼書の提出	○		
② 内容確認	○	○	
③ 会場確保	○		
④ 講師選定・依頼	○	○	
⑤ 内容打合せ(必要に応じ)	○	○	○
⑥ 講座の開催	○	○	○
⑦ アンケートの取りまとめ	○	○	
⑧ 報告書作成	○		

その他経費(会場使用料、資料印刷等)は申込者負担です。
講座で使用する機材(音響設備、ホワイトボード、プロジェクト等)は、申込者からご用意いただきます。

その他

- ・講座当日は、市(センター)職員が立ち会います。
- ・参加者アンケートにご協力をお願いします。
- ・申込者は講座終了後、報告書の作成をお願いします。